

# 将来の看護師に 奨学金貸付制度



市は、地域の医療・福祉の向上を図るため、看護師養成奨学金貸付制度を設けました。これは、市内の医療機関・福祉施設等に看護師として就職しようとする学生に対して、予算の範囲内で奨学金(無利子)の貸付を行うものです。

返還期間が貸付期間の3倍に相当する期間に設定されているほか、市内で看護師として勤務した場合には奨学金の返還が免除になるなどの優遇措置があります。

■問い合わせ 保険課健康保険係 (TEL)210258)

## 【制度の概要】

対 象  〔①～③すべてに 該当すること〕	①市内に住所および生活の本拠を有している人。または、その人の家族 ②保健師助産師看護師法第21条に規定する文部科学大臣の指定した学校、または厚生労働大臣が指定した看護師養成所に在学している人 ③看護師の資格を取得し学校等を卒業した後に、市内の医療機関または福祉施設等に看護師として勤務する意志を持っている人
奨 学 金 の 内 容	・月額4万4,000円 (年間52万8,000円) ・年4期(4、7、10、1月)に分けて貸付
貸 付 の 期 間	学校等の所定の修業期間 (看護系短期大学3年間、大学4年間、看護専門学校3年間など)
公 募 の 期 間	平成22年4月1日(木)から随時受付
貸 付 人 数	毎年度5人程度を認定
返 還 に つ い て	・卒業後1年を経過、または看護師学校を退学したなどの場合には、貸与を受けた期間の3倍に相当する期間中に返還していただきます。 ・卒業後ほかの看護師学校に進学している場合や、市内の医療機関等で看護職員の業務に従事している場合などは、返還が猶予されます。 ・市内の医療機関・福祉施設等に一定期間、看護師として勤務した場合は、債務の一部または全部が免除されます。

## 【注意事項】

※奨学金の貸付は、審査の上決定します。申請者全員に貸付できるわけではありませのでご了承ください。

※他の奨学金と併用はできません。

※奨学金制度の詳細については、保険課へお問い合わせください。

# 文化財を守るために

市教育委員会は、昨年末、市指定重要文化財・成羽陣屋跡(成羽美術館敷地内)に生い茂っていた樹木2本を伐採しました。

これは、根が張り石垣崩壊の恐れがあったためであり、貴重な文化財を保護し、後世に伝えていくために行ったものです。

この成羽陣屋跡石垣について、元市文化財保護審議会委員・細川寿美雄さん(成羽町成羽)から寄稿いただきましたので、ご紹介します。

■問い合わせ 社会教育課文化係 (TEL) 1516



伐採後の石垣

下図は成羽町下原にある成羽

陣屋跡(山崎氏御殿跡)の「敷地図」で、矢柄(倉敷市連島)の宝島寺所蔵の図面です。『万治元年(1658)讃岐丸亀から成羽

へ再入部した豊治(後期山崎初代・旗本五千石交代寄合格)が築

造以来、十一代二百年間明治維新迄山崎氏の本拠となった御

殿は鶴首山麓の広大な敷地に巨大な石垣を構築した豪壮な居館

で、東から作事門・大手門・御庫門が並び、堀の外側に御下馬

の場・労役場がある。「打ち込みはぎ」「野面積」二様、最高三

九米に積まれた石垣は、御庫門から西は野面積で前藩主水谷勝隆(1639~1642)が築造

し、豊治が引き続き諸大名に劣らぬ美事な御殿を完成した。山崎氏の偉大さを知ることができ

る云々』と解説を付記してあります。近江国山崎(現彦根市山崎)の地頭であった山崎氏は、中興

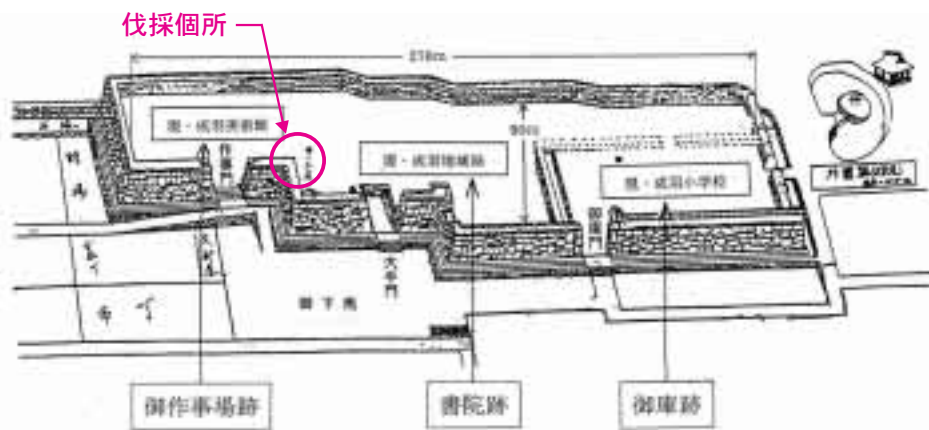
の祖・堅家(豊治の曾祖父)が織田信長に臣従し、安土城と連係する山崎城を築き戦国武将として台頭、天正年代以降、摂津三田城・因州若桜城・備中成羽城・肥後富岡城・讃岐丸亀城へと転封、父子三代にわたり優れた築城石垣技術集団を率いて、新領各地の城を改築建造しました。

優美な「打ち込みはぎ扇の勾配」の石垣で名高い国の重要文化財・丸亀城を頂点に、各地の城はすべて復元補修、重要史跡に指定顕彰し、万全の保護保存措置がとられています。山崎刻字の石垣が残る江戸城や大坂城等も同様で、現今「石垣の山崎」の知名度は全国区です。

成羽陣屋跡は、元和5年(1619)家治の次男として成羽城で誕生し幼年時代を成羽で過ごし、成人後再び成羽へ帰った豊治が、安土以来の伝統工法で構築して武家社会を終えた地元育ちの由緒深い史跡です。

昭和35年(1960)に成羽町の文化財に指定、合併後は市指定文化財に指定されており、地域を挙げて保護すべき貴重な財産です。

## 【市指定重要文化財 成羽陣屋跡】



### 【用語の説明】

・打ち込みはぎ：石の角を叩いて形を整え、間に小石を詰め積まれたもの。

・野面積：自然石をそのまま積み上げたもの。切り込みはぎや打ち込みはぎに比べると、傾斜が急にできない。